

日本共産党を代表されました、式部議員のご質問にお答えします。

初めに、市長選挙の結果についてであります。

私は、全投票者の7割の方々の支持を得、当選したものであります。

今後とも、市民の負託にこたえられるよう精一杯努力してまいります。

次に、国民健康保険の資格証明書についてであります。

この度、保険税納付が困難な低所得世帯に対し、一層のきめ細やかな配慮をした運営が必要であるとの判断から、保健税7割軽減世帯について、新たに適用除外とすることといたしております。

また、低所得者や高齢者、子どものいる世帯に対しても、引き続き、実態調査や納税折衝を決め細やかに行い、資格証明書の解除に向けた取組みを進めて参る考えであります。

今後、資格証明書は発行しないという考えを基本に、この度の交付基準の見直しの影響等を検証する中で、医療の確保はもとより、負担の公平性にも配慮しながら、資格証明書の発行について検討して参ります。

次に資格証明書の発行に関する厚生労働省の調査についてであります。

この度の調査は、市町村における運用の実態を把握するためとされており、本市におきましては、資格証明書交付世帯のうち、中学生以下の子どもがいる世帯は165世帯という状況であります。また、交付前の取組みについては、乳幼児医療助成やひとり親家庭医療助成の受給者は適用除外とするなど、独自の緩和基準を設けていることや、電話、訪問での接触も実施していることを国に報告しております。

保険税の特別徴収については、国が示した緩和措置を講じる中で、10月から開始することとしております。

保険税については、本年度、増大する医療費に対応し、国保事業の継続的安定運営を図るため、やむなく引上げさせていただきましたが、基金等を活用し急激な上昇を抑制したところであります。

保険税の減免制度については、低所得世帯に対する法定軽減制度があり、加えて、本市においては、企業倒産・解雇等により一時的に生活困窮となり、納税が困難と認められる場合に適用できるよう制度を拡充しており、一定以下の所得世帯を

一律に減免することは困難であります。

次に後期高齢者医療制度についてであります。

まず、高齢者二人世帯の年金収入による保険料の格差についてであります。

本制度における保険料の算定につきましては、収入から一定の経費を控除した後の個人の所得を基準として賦課することとされております。

収入を算定の基礎として用いた場合は、実質の収入と乖離したものとなることから、国民健康保険税や所得税、市民税等においても同様に、個人の所得を基準として賦課する仕組みとされているところであります。

次に、市独自の負担軽減策についてであります。

本制度の運営主体は広域連合であり、その構成団体である市町が独自で軽減措置を講ずることは困難であります。

所得が少ない方の保険料負担につきましては、国において見直しの検討がされておりました。

「保険料軽減特別対策」が実施され、本年度一定の負担軽減が図られたところであります。

なお、本制度は、急速な少子高齢化社会の進展の中で、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度

を将来にわたり、持続可能なものにするとともに、高齢者世代と現役世代が、ともに支えあう制度とするため、創設されたものと考えております。

国においては、引き続き、制度の見直しを検討されているところでもあり、その動向を注視してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、引き続き、広域連合とも連携し、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができる制度運営となるよう努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度の実施に伴う重度心身障害者医療費助成の取扱いにつきましては、今後とも医療助成を維持することができるよう、広島県において定めたものであります。

県内の殆どの自治体が、加入を義務付けている中で、本市といたしまして、与えられた枠組みの中で最大限、受給者の利益に配慮したところであります。重度心身障害者医療費助成制度の取扱いについても引き続き、国、県等の動向を見定める必要があるものと考えております。

次に、介護保険制度についてであります。

まず、国庫負担の引き上げについてですが、これまでも、全国市長会を通じて、国庫負担率の現行20%を25%に引き上げ、財政町政交付金をその枠外とするよう国に要望してきたところであります。

今後につきましても、社会情勢を踏まえるとともに国の動向をみながら、引き続き要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、基金の活用につきましては、今年度において、次期介護保険事業計画を策定するなかで、高齢者の生活実態に配慮した介護保険料となるよう検討してまいります。

また、介護保険料は、社会全体で支えあう保険制度として、全ての被保険者が所得に応じて、公平・公正に負担いただくものであり、ご理解をお願いしたいと考えております。

次に、障害者施策についてであります。

療育センターにつきましては、県東部地域に整備できるよう、県及び近隣自治体と協議を進めて参ります。

次に医師不足問題についてであります。

産科、救急医療等の医師確保につきましては、これまで市長会を通じて、国に要望してきたところではありますが、国においては、本年6月に「安心と希望の医療確保ビジョン」を示し、具体的な政策として、救急医療の充実、医師養成数の増加及び、臨床研修制度の見直し等が掲げられており、今後、国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

福山市民病院における産婦人科医師の確保につきましては、喫緊の課題であると受け止めており、引き続き、早期に確保できるよう取り組んでまいります。

他の診療科についても、診療体制の充実のため、必要な医師の確保に努めてまいります。

また、医師確保のための奨学金制度につきましては、国・県の医療施策における抜本的な対策が必要であると考えております。

次に、原料・資材高騰に伴う支援についてであります。

最近における原油価格などの高騰が、企業活動

に影響を与えている状況を踏まえ、本市においては、国・県の施策などに呼応し、本年6月25日より「経営環境変化対応特別資金有志制度」を創設しているところであります。

当制度については、中小企業者が利用しやすいように融資利率を各種融資制度の中で最低水準にしており、保証料率についても、一般保険料率よりも低くいたしております。

次に、下請け代金などの相談であります。経営・金融相談の中で対応しており、内容に応じて関係機関とも連携を図ることとしております。

次に、工事請負契約における単品スライド条項の適応についてであります。

建設工事請負契約書にある単品スライド条項は、本市においては、本年8月18日から、「鋼材類」と「燃料油」の2品目について、適応を開始しております。

他の建設資材の適応に関しては、資材価格の高騰状況や、国・県等の動向を見る中で、対応して参りたいと考えております。

次に、給食の食材については、供給の確保と安定的な運営に考慮をし、適正な価格の設定に努めているところであります。

次に、農漁業関係者などに対しては、「農業近代化資金」や「農林漁業セーフティネット資金」、また、新たに構築された、操業の合理化に取り組む漁業者に、国が燃油費増加分の9割を負担する制度等の周知に努めて参ります。

次に、軽油引取税についてであります。既に県において、制度の周知等は図られているところであります。

次に、農林行政についてであります。

まず、食料の輸入については、国において対応されるべき事柄であります。

また、食料自給率については国において将来的にはカロリーベースの食料自給率5割以上を目指した、「新たな食料・農業・農村基本計画」を定めております。この計画に基づく施策を通じて、我が国の食料自給率が向上されることが重要であると考えております。

また、担い手の育成は喫緊の課題であり、本市においては、認定農業者などの中核的農業者や集落法人の育成はもとより、新規就農者の育成も重要であると考え、農業担い手研修制度や農業改良

融資資金制度などにより、育成支援しているところであります。

お尋ねの、本市独自の新たな就農者支援制度については考えておりません。

次に、農地の固定資産税についてであります。地方税法の規定により評価し、課税することとされており、引き下げることは困難であります。

次に、川南地区まちづくり事業計画についてであります。

合併建設計画に位置付けられた重要な事業であります。

また、土地区画整理事業は、面的に公共施設の整備改善を行うことで、宅地の利用増進を図ることの出来る優れた整備手法であり、川南地区が抱えている課題の解決に欠くことの出来ない事業であると考えております。

今後は、地域の特性を活かした3手法によるまちづくりについて、協働のまちづくりという視点に立って、地元自治会等との連携や説明会を実施

しながら、来年度の都市計画決定を目標に、手続きを進めてまいる考えであります。

次に、災害対策についてであります。

災害時の緊急連絡先につきましては、全戸配布しております災害ガイドブックや広報紙などにより、危機管理防災課をはじめとする関係部署の連絡先を広く市民に周知しているところであります。

また、災害発生が予測される場合には、他の関係機関とも連携し、災害対応マニュアルに基づき非常配備を行うこととしております。

初動対等の防災訓練も計画的に取り組んでいるところであります。

次に、排水路等の総点検・改善についてであります。市内の河川・水路等の施設の状況につきましては、日常的に各地域の土木常設員と連携を図る中で、対策が必要と思われる箇所につきまして、順次、改善対策を講じているところであります。

次に、地域への水防資器材の常備・常設についてであります。本市では、地域住民の相互協力による、自主的な水防活動を支援するため、学区町内

会等を単位として編成されている「自主水防組織」に対し、土のう袋やビニールシートなどの水防資器材の貸与を行っているところであります。

次に、排水ポンプの保守点検につきましては、定期的に実施しているところです。また、排水施設として能力を最大限発揮できるよう、ポンプの自動運転化に努めてまいります。

次に、合流式下水道区域内の浸水対策につきましては、現在、中央ポンプ場の建設を行っており、2010年度（平成22年度）の供用開始を予定しております。

次に、遊水池についてであります。本市においては、ため池の整備により、雨水貯留機能を持たせるとともに、断面の不足した河川の改良など、計画的に降雨対策を実施しております。

次に、手城川流域の治水対策につきましては、1988年（昭和63年）から、県および市事業として総合的な対策を実施しております。

市事業としましては、4基の排水ポンプの設置および4箇所のため池を洪水調整池として整備しております。

県事業につきましては、排水ポンプ3基の設置、

春日池の洪水調整池への改修、および、河道の改修等が計画されており、これまでに、排水ポンプ1基の設置、遊水池の浚渫、および河道の一部改修がされております。

現在は、春日池の工事が施工されており、この工事が完了後、未整備部分の河道の改修、および排水ポンプ2基の増設がされると伺っております。

次に、鞆港埋め立て架橋計画についてであります。これまでも説明したとおり、本計画は、新たな道路と港湾、駐車場等を一体的に整備することにより、交通問題をはじめ鞆町が抱える諸問題の抜本的改善を図るものであります。

鞆町が有する歴史的・文化的な価値を認識しているからこそ、景観検討委員会などで検討を重ね、背後の町並みなど周辺景観との調和に最大限配慮して整備を図るものであり、鞆町住民が古よりその時代時代に必要な整備を積み重ね町を発展させてきたように、必要な整備を計画的に進めることにより、必要な整備を計画的に進めることにより、後世に引き継ぐべき景観が形成されるものと考えております。

次に、交通量についてであります。

6月議会でも詳しく説明したとおり、新たに整備する道路の将来交通量の推計にあたっては、通過交通、町内に起終点を持つ交通全てを把握することが必要であります。

鞆町南北の2点間の交通を調査するだけでは、単に通過交通を把握しているに過ぎません。

5,100台という値は、鞆町をゾーン区分し、通過交通だけでなく鞆町に目的を持つ交通や町内ゾーン間移動の交通をもナンバープレート調査によって詳細に把握し、新たな道路を整備した際の道路毎の交通量を推計し得られたものであります。

県道未改良区間の交通量は、現在でも約4,600台の交通量を有しており、5,100台の予測交通量は至って妥当な値であると考えております。

次に、離合箇所の整備についてであります。

県道未改良区間の沿道には、多くの歴史的建造物が残されており、その保存のため、本年3月、道路拡幅の計画を廃止し、伝統的建造物群保存地区の指定を行っており、これに反し、町並みの連続性を壊すこととなる離合箇所の整備は、行ふべきでないと考えております。

次に、事業説明についてであります。この計画

については、当初から幾度となく説明会を行っておりますが、一昨年前の意見交換会や出願前の事業説明会には私も自ら出席し、住民の皆さんに輒への思いを述べ、この事業の必要性を訴えてまいりました。一部住民の方にご理解いただけなかったことは残念に思いますが、この計画は、50年後、100年後、住民の皆さんが安心して暮らせ、多くの観光者が住民と触れ合いながら観光を満喫できるような、輒町の将来を描いてのものであり、大多数の住民の悲願でもあるこの計画の早期実現が果たせるよう、更に努力して参る考えであります。

次に、幹線道路網整備についてであります。

まず、瀬戸学区全体を対象に開催していた事業説明会につきましては、事業の進捗状況や説明会の状況などを総合的に勘案した結果、学区全体としては、事業概要に対して一定の理解が得られたとの判断から終了したものであり、現在は、説明責任を果たすべく、個別説明を実施しており、説明会の開催は考えていない旨を、事業者から伺っております。

次に、山北地区の設計協議につきましては、図

面縦覧会等による意見集約を図っておりますが、この手法は光学区等で実施済みのほか、他都市でも事例があるなど、特殊とは考えておらず、参加者へのアンケート調査等からも、手法に対する関係者の理解は得られているものと考えております。

次に、芦田川右岸地区からの地域要望に対しては、これまでも、関係機関と連携する中で、瀬戸半坂線の交差点改良や、芦田川河川敷へのグラウンド整備などに、順次、取り組んで参ったところがあります。

次に、草戸大橋の耐用年数等ではありますが、他の橋梁と同様に、計画的な点検等を実施し、適切な維持・管理に努めているものであります。

次に、草戸大橋の事業費については、橋梁工事の概算が約２６億円と、事業者から伺っております。

次に、福山道路の費用対効果等につきましては、現在、国で「平成１７年度道路交通センサス」を基にした交通需要推計を策定中であり、新たな推計値が発表された段階で、福山道路においても、費用便益比等を検証する予定と伺っております。

次に、幹線道路網整備の推進につきましては、人口や産業の動向などを、総合的に検討して策定

した「総合計画」において、幹線道路網の整備は主要事業に位置付けられており、都市の安定的な発展を支える都市基盤として、早期整備を推進しているものであります。

次に、福山城外堀遺構保存についてであります。

駅前広場整備につきましては、限られたスペースの中で、交通結節点としての機能確保と、歴史・文化の調和がとれた整備方法として、7月の市議会全員協議会に、お示ししたところであります。

今後、市民を始め、各界や専門家のご意見をお聴きしたうえで、整備計画を取りまとめてまいります。

伏見町歩道の工事における遺構の取り扱いについては、文化財保護法第93条に基づき、教育委員会へ届け出がされております。

また、工事施工に際しては、市文化財保護審議会の意見を聴くとともに、専門職員が立会う等、文化財保護法や文化庁通知により、適切に対応されております。

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、人権行政につきましては、2006年（平成18年）3月に、人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として「福山市人権施策基本方針」を策定し、あらゆる人権課題の推進に努めているところであります。

今後とも、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことのできる「人間環境都市福山」の実現に向け、取り組んでまいります。

次に、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断するなかで、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

次に、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会、及び部落解放同盟広島県連合会東部地区協議会への事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可をしているものであります。

なお、福山市人権交流センター内の団体交流室につきましては、さまざまな人権課題の解決に向けて活動する団体相互の活動交流の場として設置

しているものであります。

（教育長）

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、教育振興基本計画についてであります。教育基本法第17条の規定により、国は、教育振興基本計画を策定・公表することを義務付けられており、本市教育委員会としては、国の基本計画を参考にしながら、より計画的な教育行政を推進することが大切であると考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。本調査は、児童生徒の学力や生活習慣などをきめ細かく把握・分析し、今後の指導や教育施策に活かしていくことを目的に行われているものであり、本市の教育水準向上を図る上で、有効な取組みであると考えております。

また、調査結果を踏まえた改善計画を公表することは、保護者や市民に対する説明責任を果たすという、学力調査実施要領の趣旨に沿ったものであり、必要なことと考えております。

次に、少人数学級についてであります。

現在、その実施方法やスケジュール等について

検討を行っているところです。

臨時教職員については、県教育委員会の給与条例等に基づき適切に対応されていると捉えております。

次に、給食費改定についてであります。

今回の改定による年間増額分は、約１億５千万円になります。

なお、学校給食法では、施設設備や運営に要する経費を除いては保護者負担とすると定められており、学校長やＰＴＡ代表などで組織する福山市学校給食会において、給食費の改定を行ったものです。

次に、学校校舎、体育館の耐震化についてであります。耐震診断の結果の公表については、国・県の指導を踏まえ、検討しているところです。

耐震化工事の早急な実施については、対象棟数が多く、構造設計の専門業者が不足している実態や、今後、各市町が一斉に耐震補強立案の段階に入っていくことから、影響のเดอร์ことが心配されますが、できるだけ早め早めに取り組むことにより、影響を最小限にとどめるよう努めてまいります。

また、国の財政措置の拡充については、県と連携しながら要望してまいります。